

『文書』と「正史」の高昌國

關尾史郎

はじめに

五世紀末期、北魏の時代に施行された均田制は、結果としてその対象であったはずの農民層とその社會關係にいかなる變質を惹起せしめたのか、あるひとつの制度の結果は、必ずしもその制度本來の目的に等しいわけではなく、時として兩者のあいだには大きな矛盾や齟齬が生ずることもありうるが、ある程度までは結果の考察からその本來の目的を推測することも可能なものではあるまいか、そしてそれによって舊稿の不十分な點を補うことができるのではあるまいか、今にして思えば、このようなほとんと思いつきの域を出ていないきわめて幼稚な想念が、私の細やかな吐魯番文書研究の出発点になっている。つまり均田制が施行された直後の華北の社會狀況について、直接間接を問わず「正史」以下の編纂史料が語るところはあまりにも乏しいがため、唐による征服後初めて均田制が施行された吐魯番の狀況から類推してみることを思い立ったのである。たしか『吐魯番出土文書』（以下、標題を含めて『文書』と略記）の第一冊が、國內でも入手できるようになった頃のことだったように記憶

する。もとより、唐代の均田制と北魏のそれを同一視できるわけはなく、そのつもりもなかったし、制度の相違以上に五世紀の華北と七世紀の吐魯番との歴史的、社會的な條件の差異が考慮されなければならないことぐらひは承知していた。

しかし、このような一般的な前提のほかに、至極當然のことだけれども、第一に、吐魯番においては、六四〇（貞觀一四）年に唐が征服するまでは、すなわち麴氏高昌國（以下、高昌國と略記）時代には、均田制は施行されていなかったこと、第二に、唐の征服後、この地においても均田制が施行されたこと、この二點が證明されなければ、上記の想念は幼稚どころか、全く無意味なもので終ってしまふ。いずれも考察の前提ともいふべき事柄に屬するだけに、かえって論證に困難を感じがちだが、周知のごとく、第一の問題については、既に高昌國時代から吐魯番においても均田制が施行されていたという見解が、また第二の問題についても、この地においては唐の征服後も均田制が施行されなかったという見解が、いずれも若干の推測を伴いながら提出されているのである。ただ幸いに、というべきか、主として中國の研究者によって主張されてきた高昌國における均田制の施行説（以下、これを肯定説、またそれに對する反論を否定説と略記）を否定することは必ずしも至難なことではなく、古くは故仁井田陞氏をはじめ、國內の多くの研究者がこれを疑問視し、かつ否定しており、現在では中國においてもほとんど否定されるに至っている。

にもかかわらず、あえて本稿においても重複することを厭わずに、肯定説、否定説雙方の紹介と検討を試みたのは、この問題をめぐる研究動向の軌跡は吐魯番文書研究、ひいては高昌國史研究や吐

魯番社會史研究の方法と目的に對する認識の變化（あるいは不變）を端的に象徵しているばかりか、その整理を通じてこれらの研究が負っている課題も明らかにすることができるとではないか、と考えたからにはかならない。編集委員會からの依頼は「文書」についての學界展望を、ということだったが、本稿では右に述べたような事情から、主として肯定説と否定説の紹介と検討を通じて、吐魯番文書研究の現在までの達成と今後の課題を私なりに見極めておきたいと思う。したがって以下で言及する範圍はきわめて限定されるであろうことを、はじめにお断わりしておかなければならない。

一

はじめて肯定説を提起したのは、故賀昌群氏であらう。⁽³⁾賀氏は吐魯番縣の勝金口より出土した「賀合文書」（中國科學院圖書館所藏、〈錄〉『簡牘研究』、三二〇頁—三二一頁）を北朝末期から唐初期に至る時期、つまり高昌國時代のものとした上で、そこに見える「常田」を永業田と解釋し、それを以て高昌國における均田制の施行を説いたのである。しかし、後述する吳震氏の所説とあわせて故仁井田陸氏が批判したように、⁽⁵⁾常田は部田に對應する用語であつて、永業田は必ずしも常田ではないのである。また「賀合文書」はその後、朱雷氏の精緻な研究により、五世紀中期すなわち均田制が施行される以前に作成されたものであることが判明したので、賀氏のこの見解は現在ではもはや存在意義を全く喪失してしまつた、といつてよい。やはり肯定説が多少なりとも活發に主張されるようになるのは、一九五九年から新疆維吾爾自治區博物館の調査隊によつて吐魯番縣の阿斯塔那、哈拉和卓兩地區の古墓群に對する發掘調査が開始され、

その結果おびただしい數に上る文書が出土、紹介されるようになったからのことである。なかでも吳震氏はいち早く、「延昌廿四（五八四）年道人智賀？夏田契」（〈錄〉『文書』V、一五四頁）や「魏郎出租常田契」（〈錄〉同右V、一五七頁—一五八頁）など高昌國時代の租田契に見える「常田」から、高昌國において均田制が實施されていたこと、ならびに、その均田制は中國の影響を受けていたこと、この二點を主張した。⁽⁷⁾この吳氏の所説の背景には先述した賀昌群氏の見解があるようだが、賀氏も賀合文書ばかりか、延壽一五（五七五）年の紀年を有する大谷三四六四號文書（〈錄〉「買田園券」、二六八頁）にも「常田」が見えることを根據にして、吳氏とはば同様な見解をあらためて表明した。⁽⁸⁾かつての常田＝永業田説は撤回されたかのようにだが、常田なる田種ないしは田土呼稱を均田制に固有なものとする理解に基本的な變化は認められない。またこれ以外にも、發掘調査を擔當した新疆維吾爾自治區博物館が、高昌國時代の「田役轉戶錄記」（〈錄〉『文書』IV、補遺六四頁—六五頁）に見える「受田」を根據にして、肯定説を主張したが、この文書の當該箇所は正しくは「文受（なる名前の人物）の田」と解釋すべきであつて、かかる見解も、やはり現在では考慮の範圍外においてよいであらう。そこでいま、吳震、賀昌群兩氏の所説に限つていえば、なによりも常田なる田種ないしは田土呼稱が均田制に固有な用語であることが證明される必要がある。しかしながら、この用語は唐代の籍帳類など均田制に關係する各種の文書のうち、敦煌から將來された文書には全く見當たらず、吐魯番から出土・將來された文書にのみ見られるのであるから、少なくとも均田制の施行にとって、必要不可欠な用語でなかつたことだけは確實である。さらにその含意すると

ころも、故西村元佑氏が説くように「恒常的に作物を栽培できる土地」というにとどまり、それ以上の意味が付與されていたとは考えがたいのである。したがって、この後に提起された故馬雍氏の見解は紛うかたなき肯定説ではあるものの、その根拠は先述した諸説とは大きく異なるに至っている。

馬雍氏はまず常田なる用語がたかだかの意味しか持ちえないことを認めた上で、それと對應關係にある部田こそが、北魏の均田制における倍田に等しく、部とは吐魯番における倍の方言とみ、さらに加えて、新たに「延昌十七（五七七）年史天濟求買田辭」（『錄』『文書』Ⅳ、二四八頁。以下、「求買田辭」と略記）に見える、永業と、唐による高昌國征服の翌月にあたる六四〇年九月に作成された「貞觀十四年西州高昌縣李石住等戶手實」（『錄』同右Ⅳ、七一頁～七九頁。以下、「手實」と略記）に見える「已受」に着目し、これらの點から肯定説を主張したのである。つまり前者については、この「永業」とは、均田制における永業田にはかならず、おそらくは當時高昌國が政治的な關係を有していた北周から傳えられたものであり、また後者については、唐の征服からわずかに一箇月という短期間に新たに均田制が施行されたというのは不自然ゆえ、この「已受」とは、それ以前すなわち高昌國時代に施行されていた均田制における授田額が已受として處理されたものであらう、と考えるのである。

しかし馬雍氏のこのような見解も、直ちに支持できるわけではない。なぜならば、まず「永業」については、小田義久氏が指摘したように、均田制に固有な永業田と考えなければならぬ理由はなく、一般的に「永代私有地」と解釋することも十分に可能だし、また

「已受」についても、土肥義和氏が指摘したように、唐の征服後、初めて手實が作成された際、從來すなわち高昌國時代の「私有地」が觀念的に「已受」として申告されたと考えてもなんら支障はないからである。なお馬氏が消極的なが根拠とした部田についても、常田に對應するものの、土地生産性の觀點だけから命名された田種と斷定することは困難だし、加えて馬氏が直接に引用した「麴斌造寺碑」（『錄』『三碑略考』、一一頁）の該當箇所は「忠の部田」ではなく、「忠郭の田」と釋讀するのが一般的である。¹⁶つまり馬氏が上げた諸點も、殘念ながら必ずしも肯定説の根拠とはなりえないもののばかりなのである。

以上、中國の研究者による肯定説を紹介し、あわせてその問題點について検討してきたが、その根拠は少しずつ異なるものの、全體を通じていくつかの共通點も指摘できるように思う。まずその方法的な特徴として、第一は、特定の文書の、そのまた特定の文言だけを抽出し（しかも釋讀や解釋自體に疑問を残したままで）、それを均田制に固有な用語とする點である。いかなる形式であれ、高昌國時代に屬する文書全體はもちろんのこと、その文言を抽出した特定の文書に對してすら、内容の検討はほとんど試みられてはいないのである。第二は、文書と「正史」以下の編纂史料との間にある矛盾の無視ないしは輕視といった點である。いうまでもなく均田制下では、原則として土地の賣買は禁止されていた（『魏書』卷一一〇食貨志）。だが賀昌群氏が挙げた大谷三四四號文書をはじめ、高昌國時代に作成されたことが疑いない買地契が多數出土・將來されているのであって、この事實は高昌國における土地賣買の盛行を物語っており、均田制に内在する原理と矛盾することは明白である。ま

してや中國のそれと同様な均田制が高昌國で施行されていたのであれば、「求買田辭」といった文書など作成されることも、效果的に機能することもありえなかつたはずである。とても積極的には評價したいこのような方法的な特徴こそが肯定説を生み出した、といったら過言になるだろうか。

もっともかかる方法的な特徴は、吐魯番文書に對する、あるいはこれを用いた研究の初期の段階では不可避的なことである、という意見もあるかもしれない。肯定説ばかりか、否定説にも共通してうかがえる特徴だからである。⁽¹⁹⁾たしかにこのような意見も誤りではないかもしれないが、けつして満足すべきものではない。なぜならば、肯定説にはこれも共通して、高昌國ないしは吐魯番を、中國ないしは華北と密接不可分なものとする認識が看取できるからである。例えば、賀昌群氏は吐魯番には華北から多くの人民が流入しており、その風俗や制度は後者のそれと大同小異であるとしているし、吳震氏も、この地域には多くの民族が居住していたが、その文化は漢文化を中心とするものであつたという。馬雍氏は一層具體的に、北魏に服屬後、高昌國はこれと政治的、經濟的、および文化的に密接な關係を結ぶが、均田制もこのような狀況のなかで北魏のそれが繼受され、以後も中國による改革の影響を受けていたとする。つまりこれらの肯定説にあつては、高昌國ないしは吐魯番に固有な歴史的、社會的、ならびに地理的な特質といった問題については、なんら顧慮されてはいないのである。そして誤りを恐れずにいえば、おそらくこのような認識、換言すれば高昌國と中國、もしくは吐魯番と華北の一體視こそが、肯定説の前提であり、かつまた歸結⁽²⁰⁾目的でもあつたのである。そして上に述べた方法的な特徴もこの

ような認識に規定されていたということができよう。

二

一九八一年から始まつた『文書』の刊行は、それまでごく一部しか公表されていなかった文書の全貌を我々に初めて知らせてくれたという意味で劃期的なものであるが、それと前後して肯定説にも微妙な變化が現われるようになる。

『文書』の主編者でもある唐長孺氏は、高昌國時代の文書からは肯定説のいかなる根據をも見出しえないことを明言している。⁽²¹⁾ただ唐氏は否定説を提起したというわけではなく、唐代の文書、具體的には先述の「手實」に、肯定説の根據となりうるような記述があることを紹介し、結論については慎重に留保しているのである。その記述とは、第一に、この文書に見える戸ごとの八〇畝という、合受田⁽²²⁾「額が唐ではなく、北齊、北周および隋の均田制における田額に對應すること、第二に、一五歳が中男という丁中制も、唐ではなく、西魏や隋のそれに一致すること、この二點である。つまり、既に高昌國が北朝や隋から均田制を繼受していたために征服後も唐は便宜上暫時それを踏襲したと考えることもあながち誤りとはいえない、ということである。

また孔祥星氏も、吐魯番に固有な用語である部田とは、「部麥田」や「部禾田」から轉化したものであつて、けつして倍田と同義ではないこと、北魏で倍田が支給されたのは寛郷のみで、均田制が施行されていたと假定すれば狹郷に達しない吐魯番で、倍田が支給されたとは考えがたいこと、北齊、北周および隋では倍田規定が廢止されたのに、高昌國で部田が出現したのはまさにこの時期であること

などの理由から、部田⁽²²⁾倍田説が成立しがたいことを説いた。孔氏も唐氏同様、直ちに肯定説を全面的に否定したわけではないが、従来の根據からは肯定説が成立しえないことを示したという點で評價されよう。とすると、唐氏が指摘した「手實」の記述のみが、肯定説の唯一の根據ということになり、これをいかに解釋するか、という點に議論が集中するのはごく自然のことに屬するだろう。

近年の池田溫氏と盧開萬氏の所説には、この點に對して新たな解釋が提起されており、その結果として肯定説はいよいよ否定されることとなった。⁽²³⁾まず池田氏は高昌國時代について、第一に、租庸調制（均賦制）が施行されていた形跡が顯著でないこと、第二に、土地賣買が盛行していたこと、この二點について確認した上で、さらに問題となっている「手實」の「合受田」についても、その田額のなかに園宅地が含まれていない點に注意を喚起し（このことは、「手實」の記載が北朝の均田制の原理とも異なっていることを意味する）、均田制下の「應受田」とは異なつた「合受田」なる名稱をも含めて、「手實」を唐による征服直後の「權宜の制」に基づいて作成されたものとしている。「權宜の制」の具體的な内容についてはなお今後の課題として残されているが、これによつて「手實」も、必ずしも肯定説の根據とはなりえないことが明らかになったのである。

一方盧開萬氏の所説は否定説の專論なのであつて、およそ考えられる範圍内であらゆる論據を擧げて、肯定説に反對している。その論據を列擧すると、まず第一に、多數の買地契や「求買田辭」の存在が示す自由な土地賣買の盛行、第二に、土地に對する計量をふまえての銀錢收取や僧俗區別など、租庸調制とは明らかに異質な賦役

制度の存在⁽²⁴⁾。そして第三に、「手實」の記載については、「已受田」に對しては土肥義和氏とほぼ同様の解釋を示し、「合受田」の田額に對しては、李石住戸、安吉啣延戸いずれもその冒頭部分が缺損しているのので、この部分に篤疾者もしくは廢疾者が記載されていたとすれば、その「合受田」額は唐では二〇畝だったので、八〇畝の合計額に合致するという假説を提示しているのである。

つまり唐長孺氏の肯定説に對する慎重な姿勢をうけて、それ以後中國でももはや積極的な肯定説はあとを絶ち、否定説、もしくはそれに近い立場に立つ見解ばかりが提起されるようになってくる狀況が感得できよう。「手實」に見えている丁中制に對する合理的な解釋はなお今後の課題といえるものの、いまや肯定説は學說史上の一齣にすぎず、おそらく今後、學問的には肯定説が復活することはありえない、このことは斷言してもよいと考える。しかしここで注意しておくべきことは、肯定説から否定説への轉換の背景には、方法的な面で吐魯番文書研究の進展があつたということである。すなわち否定説ではもはや、特定の文書から特定の文言のみを抽出して、それを均田制と直結させるような論證は退けられ、また檢討の對象とされた文書は多數に及び、しかも土地制度と緊密な關係を有していた賦役制度にも考察の幅が擴げられているのである。⁽²⁵⁾また「正史」以下の編纂史料に對しても、均田制の原理や本質を説くための材料として充分な尊重が拂われているように見受けられる。では、かつての肯定説の前提であり、かつ歸結⁽²⁶⁾目的でもあつた認識も完全に克服されたのであろうか。残念ではあるけれども答は否である。いまこのことを盧開萬氏の見解から探してみたい。

盧開萬氏によれば、吐魯番においては唐による征服直後から均田

制が、しかも華北で實施されていたそれと基本的にはなんら異なるところのない均田制が施行された、ということになるのだが（したかつて、唐長孺、池田溫兩氏が指摘した丁中制の不整合や園宅地の缺如、および「合受田」など、「手實」が有する固有な特徴は、盧氏にあっては全く無視されている）、その理由として盧氏が説くところは、高昌國は中國の地方の獨立政權であり（我國の一箇地方性的獨立政權）、民族、文化の兩面において華北と大きな差異は認められないという點に盡きるのである。つまりここからいえることは、否定説にあつても、その前提（そしておそらく歸結＝目的）たるべき認識は肯定説となんら變わりはなく、それどころか、一方の獨立政權という時、高昌國さらには吐魯番に固有の特質を剔抉する可能性が肯定説よりもかえつて閉ざされてしまったと感じるのは私だけであらうか。

以上、盧開萬氏の見解を中心にして、近年の否定説について見てきたわけだが、方法的には進展が認められるものの、その前提となつてゐる認識は、基本的には肯定説と變化がなかったことを確認した。とすれば、さきに進展が認められるとした方法についても、なお今後の課題とすべき點があるのではないだろうか、あらためて再點検して見る必要があるやうである。

三

(一)

吐魯番文書に限らず、本來、文書に對する分析はその内容はもとより、様式、機能、および形態などから多角的に行なわれるべきで

あつて、そうすることにより初めて文書は眞に史料たりうるはずなのだが、あらためて考えてみると、「否定説においてすら、注目されたのはせいぜい文書の内容にすぎなかったのではないだろうか。たしかに内容だけでも、肯定説は容易に否定できたという事情はあつたかもしれない。しかしながら、『文書』に即して、つまりその劃期的な意義を踏まえて、なんとか否定説を展開できないものか、と私は思う。

『文書』に收録された高昌國時代の文書數は、總計四〇〇點に上る。⁽²⁶⁾いうまでもなく、これは今世紀初頭、スタインや大谷探検隊などにより將來された文書數をはるかに上回る。まずこの點に『文書』の劃期的な意義を見出すことに異存はなからう。さらにまた、從來の將來文書と明確に區別されるべき特徴として、例えば大谷文書などとは異なり、科學的な發掘調査の結果として出土したという點も指摘できよう。正式な發掘報告書こそ未刊ではあるが、出土した墓のみならず、多くの文書について墓内の位置に至るまで明らかにされているのである。このことはとりもなおさず、文書の傳存理由がある程度までは推量できるといふことを意味しよう。

このような『文書』の劃期的な意義は、あいまって様式や機能に對する検討を豊富な成果あらしめるものにするのではないだろうか。ある特定の様式を共有する文書群に對する分析がいかに豊富な成果をもたらすかは、例えば大谷文書中の給田文書、退田文書、欠田文書、あるいは個人文書などと命名された文書群を對象とした分析が、唐代均田制の研究に對して果たした貢獻を想起するだけでも充分であらう。そればかりか、『文書』に關しても、特定の様式を共有する文書群、具體的には上奏文書、租田契、そして隨葬衣物疏

などが中國でも日本でも注目を浴び、その分析も既に貴重な成果を上げるに至っているのであって、このことも贅言を要しない。⁽²⁷⁾しかし高昌國時代に屬する文書群にはこれ以外にも、四六點に上る「條記文書」がある。しかも納税に對して官府から領收證として交付される文書というその機能に着目すれば、權力と人民を媒介する文書であり、その分析は、支配の基本的な性格と具體的な様相を知る上でも貴重な事實を提供してくれるのではあるまいか。その意味では右記の文書群に勝るとも劣らない重要性を有しているといえよう。

さて「條記文書」は領收證であると書いたが、残念ながらこのことは實證されているわけではない。しかしかつて周藤吉之氏が取り上げた、いわゆる周氏「族文書」(《錄》『籍帳研究』、四三七頁〜四四六頁)中の返抄の様式に基本的に一致している⁽²⁸⁾ので、この點はまず疑いない。したがって『慶元條法事類』にその様式が規定されている返抄は、唐代ばかりか、さらに高昌國時代にまで遡ることが確實に證明されたわけで、この事實ひとつとてみても、「條記文書」の出土と紹介の意義はまことに大きいといわざるをえないのである。けれども「條記文書」の意義はこれにとどまるものではなく、さしあたり本稿が課題として負っている問題との關連で、解明された若干の事實を挙げれば、高昌國においては僧籍に在る者ばかりか、官位を有する者にも賦役が課せられていたこと、ならびに彼らは「俗」として民と一括され、「僧」に對置されていたこと、また村落制度としての郷里制は高昌國では施行されていなかったこと、これらの點を指摘できようか。「條記文書」の分析から明らかになることはとてもこれにとどまるものではなく、今後高昌國史研究ならびに吐魯番社會史研究に缺くことのできな史料となることは間

違いないと確信しているが、均田制に關連する事項に限定しても、いずれも間接的ながらこれだけの舉例が可能なのであって、極論すれば、「條記文書」に對する徹底的な分析だからでも、否定説を提唱することはけつして不可能ではないのである。

もとより、文書に對する多角的な分析の結果に基づいて、否定説を提唱することが私の目的ではないし、また目的であつてはならぬとも思う。ただ方法的な面、とりわけ文書を眞に史料たらしめるという點においては、依然として檢討の餘地が多分に殘されているということを訴えたかたまでのことである。そしてこのことは、文書研究における「正史」以下の編纂史料の評價や役割についても指摘できるのではないだろうか。

(二)

さきに肯定説においては、編纂史料が無視ないしは輕視されていたのに對し、否定説においては尊重されていると述べた。しかし、より正確に表現すれば、過度に尊重されるという傾向があるように思う。例えば、盧開萬氏は「將顯守等田畝得銀錢帳」(『文書』Ⅳ、六八頁〜七〇頁。以下、「銀錢帳」と略記)を根據として、高昌國においては租が銀錢で收取されていたことを説いているが、⁽³⁰⁾この文書は租の收取に關するものではない。少なくとも租の收取と斷定できる根據はなんらない。しかも「條記文書」の内容から判斷する限り、租が生産物で納入されていたことは疑いないのである。にもかかわらず、あえて「銀錢帳」が租の收取と關連づけて理解されているのは、「賦稅則計(田)輸銀錢、無(田)者輸麻布」という『周書』卷五〇異域下・高昌傳の記事があつたのこととしか考えられない

い。つまりこれは編纂史料の記事から、文書の内容が解釋されてしまった典型的な事例なのだが、複數以上の文書間においてその内容に矛盾、もしくは矛盾とおぼしき記述が認められた場合、まずもつてなされなければならないのは編纂史料の記事との照合などではなく、文書に對する様式や機能、さらには形態などを含めた多角的にして徹底的な比較検討の作業ではないだろうか。もし編纂史料の記事が参照されることがあるとすれば、そのつぎの段階、すなわち文書間の比較検討の作業で問題が解決しなかった場合であろう。この場合、租が生産物で納入されていたことは「條記文書」から明白なのであるから、おのずと「銀錢帳」に見える銀錢は租以外の税目と判斷するはかなく、むしろこれにともない、あらためて『周書』の「賦税」の具體的な意味内容を確定する方途が拓けたことこそ貴重な成果といふべきであらう。⁽³¹⁾

このように肯定説から否定説への轉換は、編纂史料に對する過小な評價から過大な評價への轉換を結果したという一面があるのであつて、このことは率直に認めないわけにはいかないのである。

四

私が前章において主張しなかったのは、文書を眞に史料たらしめるためには、多角的な分析が不可欠であり、單に内容のみの分析にとどまつては、文書を史料としたことにはならないこと、また安易に編纂史料の記事から文書の内容を解釋すべきではないこと、この二點である。換言すれば、文書は編纂史料とは全く異質の史料的な價值を有しており、したがつてその分析にあたつても、獨自な方法によるべきであるといふことであつて、このこと自體、とくに

目新しい提言というわけではない。

ただし斷つておけば、もちろん私は編纂史料の記事が具體性はおろか信憑性にも乏しく、全く無意味であるなどというつもりは毛頭ない。ただ文書の史料的な價值を編纂史料のそれに從屬させることは斷じて許されないと考えるものである。しかし、それと同時に編纂史料の史料的な價值を文書のそれに從屬させることもやはりまた、認められないであらう。一般的にいえば、偶然的に傳存した文書から再構成されうる歴史は限定されており、編纂史料に依據しなければ解決できない問題が減少したわけではないのだから。そもそも本稿で取り上げた問題にしてからが、文書を一切用いずに、編纂史料を驅使することによつて、否定説という解答を用意することすら、あながち不可能というわけではないのである。それはこういうことである。

萬一、高昌國においても均田制が施行されていたとすれば、一般的に考へて、中國においてそうであつたごとく、その關連法規は律令のうちの令、具體的には地令もしくは田令のなかに含まれていたといふことになる。しかし周知のごとく、高昌國が律令を中國から繼受し、制定したといふ記事はいかなる編纂史料にも見當たらなない。そればかりか、なによりも律令を制定、かつ施行しうるような客觀的な條件、わけても國際的な環境を當時の高昌國は保有していたのだろうか、という點が問われなければならないまい。なぜならば、律令は對外關係のあり方をも規制するといふ意味において、本質的に「帝國法」としての性格を有しており、⁽³²⁾それゆゑに中國との現實の政治的な關係を捨象して、周邊諸國家が自らの自由意志で繼受するといふことは不可能だつたと考えられるからである。⁽³³⁾

高昌國は、初代の王である麴嘉が北魏に遣使して、持節・平西將軍・瓜州刺史・泰臨縣開國伯に冊封されて以來（『魏書』卷一〇一・高昌傳）、中國に對してはほぼ一貫して被冊封國として政治的な關係を維持してきたことは周知のとおりだが、その間、この國の官僚機構が律令制的な構造をとっており、とくに行政機構が長史や司馬といった府官を頂點としたものであり、かつ文書行政を含め、運營も緻密にして周到とは形容しがたいものであったことも、『平章錄記、事記即除、籍書之外、無久掌文按。官人雖有列位、竝無曹府、唯每旦集於牙門、評議衆事』という『周書』高昌傳の記事から明らかである。そして高昌國末期、『國中署置官號準我百僚』という政策が唐の太宗から叱責されたばかりか（『舊唐書』卷一九八西戎・高昌傳）、おそらくは唐の軍事力行使を正當化する論理としても活用されたであらうことを想起すれば、それが事實であったか否かはおくとしても、被冊封國である高昌國においては、律令制的な官僚機構を設置する權限を、冊封國である唐から許認されてはいなかったと判斷するのが妥當であらう。律令制的な機構の缺如と律令の缺如は必ずしも同義ではないかもしれないが、これから、律令のうちで少なくとも官僚機構とその運營に關わる令、具體的には官品令、職員令、および公式令などは存在していなかった（より正確に表現すれば、認められていなかった）と考えられよう。

以上のように考えて大過ないとするれば、人民支配に直接關わるところの令、すなわち地令（田令）や賦役令のみが繼受されたというのは、體系性と組織性をその特徴とする律令の本質的な性格からみても不自然であるばかりか、そのような形式の繼受に限っては中國から許認されたと考えうる積極的な根據もない以上、やはり認めら

れていなかったと判斷する以外にはないであらう。ましてや、文書行政のシステムが先述のごとくであったとすれば、均田制の施行に際しては不可欠であったはずの各種の帳簿類など、保存はおろか、作成すらおぼつかなかったのであるまいか。

編纂史料に基づく否定説とは、おおよそ右に述べたような骨子となろう。

おわりに

「文書」についての學界展望の本論を、皮肉なことに編纂史料に對する再評價で閉じることになってしまったが、あえてそのために一章を設けたのはほかでもない、吐魯番文書研究、さらには高昌國史研究や吐魯番社會史研究をささえる認識を最後に確認しておきたかったからである。つまり、編纂史料に基づく否定説を提起したのは、單なる方法の問題としてではないのであって、それ自體が從來の肯定説と否定説に、なによりも前提として貫流していた認識に對する批判たりうるからなのである。

たとえ高昌國の王家が漢族の出身で、しかも吐魯番には漢族が多數居住して農耕に従事していようと、また文化的にいかに中國の影響下にあらうとも、さらに吐魯番文書の壓倒的な部分を漢文文書が占めていようと、中國からすれば、高昌國はあくまでも周邊諸國家のひとつなのであって、斷じて一地方政權などではありえないのである。律令の繼受と制定の可能性が問題たりうる、また問題とされなければならない理由もこの一點にこそ存するといえよう。そしてこのような認識だけが、文書と編纂史料に對する、それぞれに固有な方法による分析とあわせて、高昌國史研究と吐魯番社會史研

究の豊かな成果を保證するはずである。もとよりそれは、私自身にとってもいまだこのうえなく重い課題であることにはわりはない。

註

(1) 周知のように、吐魯番地域においては唐の征服後も均田制が施行されなかったという見解の代表的なものは、宮崎市定氏のそれであるが(同氏「トルファン發見出土文書の性質について」『敦煌吐魯番社會經濟資料』(上)を讀む)、『史林』第四三卷第三號、一九六〇年(同氏「アジア史論考」中

卷、朝日新聞社、一九七六年、所收)、『これについては、池田溫氏の批判(堀敏一司會「座談會 均田制をどう見るか」『東洋文化』第三七號、一九六四年)における池田氏の發言(八頁〜一〇頁)を基本的に支持したい。ただ近年、吐魯番文書研究の成果の上にあらためて同じ趣旨の見解が米田賢次郎、楊際平兩氏から提起されており(米田氏「オアシス農業と土地問題」特にトルファン溝渠の變更と土地の割替を問題にして)、『廣陵史學』第一號、一九八六年、楊氏「唐代西州欠田・退田・給田諸文書非均田說補證」兼論唐代西州的兩種授田制度」、『文書研究』、別の機會に検討する必要を感じている。

(2) 本稿の作成にあたっては、東京大學東洋文化研究所の池田溫先生、ならびに吐魯番出土文物研究會の荒川正晴、片山章雄、白須淨眞、および町田隆吉の四氏から多くのご教示をいただいた。記して謝意を表したい。

(3) 賀昌群『漢唐間封建的國有土地制與均田制』上海 上海人

民出版社、一九五八年、一〇九頁。

(4) 以下、出土史料の標題については、原則として初出時のそれをを用いる。

(5) 仁井田陞「吐魯番發見の高昌國および唐代租田文書」(『東京大學東洋文化研究所紀要』第二九冊、一九六三年)・同氏「中國法制史研究」法と慣習・法と道德、東京大學出版會、一九六四年、所收)。

(6) 朱雷「吐魯番出土北涼貨幣考釋」(『武漢大學學報』哲學社會科學版、一九八〇年第四期)・沙知・孔祥星編「敦煌吐魯番文書研究」蘭州 甘肅人民出版社、一九八四年、所收)。

(7) 吳震「介紹八件高昌契約」(『文物』一九六二年第七・八期)・『新疆考古』、所收)。

(8) 賀昌群『漢唐間封建土地所有制形式研究』上海 上海人民出版社、一九六四年(金自強・虞明英編「賀昌群史學論著選」北京 社會科學出版社・中國當代史學家叢書、一九八五年、所收、四〇〇頁〜四〇一頁)。

(9) 新疆維吾爾自治區博物館「吐魯番縣阿斯塔那・哈拉和卓古墓群清理簡報」(『文物』一九七二年第一期)・『新疆考古』、所收)。

(10) 關尾史郎「高昌國における田土をめぐる覺書」『吐魯番出土文書』割記(三)、『中國水利史研究』第一四號、一九八四年、參照。

(11) 西村元佑「唐代吐魯番における均田制施行の意義」大谷探檢隊將來、欠田文書を中心として」(『經濟資料』(上)・同氏「中國經濟史研究」均田制度篇、東洋史研究會、一九六八

- 年、所收、三九五頁)。
- (12) 馬雍「麴斌造寺碑所反映的高昌土地問題」(『文物』一九七六年第二期)、「新疆考古」、所收)。
- (13) 小田義久「隋唐時代の歴史考古學的研究—吐魯番地域の均田制施行をめぐる二・三の問題について—」(唐代史研究會編『東アジア文化圏の成立をめぐる』唐代史研究會、一九七八年)、「吐魯番地域における均田制について」(龍谷大學佛敎文化研究所紀要)第一七集、一九七八年)。
- (14) 土肥義和「貞觀十四年九月西州安苦啣延手實について—その特徴と歴史的背景—」(鈴木俊先生古稀記念東洋史論叢)山川出版社、一九七五年)。なお西村元佑氏も、この土肥氏の見解を支持している(同氏「東トルキスタン(西州)における唐の直轄支配と均田制—貞觀一四年九月安苦啣延手實と貞觀年中巡撫高昌詔の意義を中心として—」(唐代史研究會編『隋唐帝國と東アジア世界』汲古書院、一九七九年)。
- (15) 池田溫「中國古代の租佃契」(上)(『東京大學東洋文化研究所紀要』第六〇冊、一九七三年、註二七)、楊際平「試考唐代吐魯番地區」部田「の歴史淵源」(『中國社會經濟史研究』一九八二年第一期)。
- (16) 池田、「三碑略考」、關尾、前掲「高昌國における田土をめぐる覺書」、参照。
- (17) 國內における肯定説としては、馬雍氏同様、「求買田辭」に見える「永業」を均田制における永業田とした、荒川正晴「高昌國に於ける土地制度について」(『史觀』第一〇一冊、一九七九年)がある。
- (18) たしかにこの文書は「求買田辭」と命名されているものの、肝心の「買」字があるべき箇所が判讀できないので、あるいは馬雍氏自身はこの文書を標題のように解釋しなかった可能性もある。けれども同じ阿斯塔那一五二號墓からは、これと同一の書式をもった「延昌六(五六六)年呂阿子求買桑葡萄園辭」(《錄》『文書』IV、二四七頁)や、「延昌三十四(五九四)年呂浮圖乞買葡萄園辭」(《錄》同右、二四九頁)などが出土しているので、これらを参照すれば、たといこの文書を「求買田辭」と考えなくとも、土地買賣が行なわれていた、換言すれば均田制とは矛盾しうる現象の存在が明らかになったのではあるまいか。
- (19) 例えば、堀敏一氏は高昌國時代の租佃契に見える「賃租」に注目し、これが中國では均田制の施行によって消滅した税制であるとの觀點から、否定説を主張した(同氏「唐代租田文書私見」《岩井博士古稀記念典籍論集》岩井博士古稀記念事業會、一九六三年、補註②)。「西域文書よりみた唐代の租佃制—とくに均田制およびその崩壊過程と關連して—」(『明治大學人文科學研究所紀要』第五號、一九六七年)同氏「均田制の研究—中國古代國家の土地政策と土地所有制—」岩波書店、一九七五年、所收、三〇一頁—三〇二頁)。
- (20) 一九七〇年代になると、肯定説と並行し、吳震「從吐魯番出土「氾德達告身」談唐碎葉鎮城」(『文物』一九七五年第八期)、「新疆考古」、所收)をはじめとして、阿斯塔那一〇〇號墓から出土した「氾德達告身」(《錄》『文書』VII、二二四頁—二二七頁)の記述を根據として、碎葉鎮(ソ連キルギス

共和國トクマク附近)が中國固有の領土であることを主張した研究が集中的に現われることにも注意を拂うべきであろう。

- (21) 唐長孺「唐貞觀十四年手實中の受田制度和丁中問題」(『文書初探』)。なお、同氏「新出吐魯番文書發掘整理經過及文書簡介」(『東方學報』京都 第五四册、一九八二年)、ならびに池田溫「中國における吐魯番文書整理研究の進展—唐長孺教授講演の紹介を中心に—」(『史學雜誌』第九一編第三號、一九八二年、參照)。

- (22) 孔祥星「吐魯番文書中の『常田』與『部田』」(『中國歷史博物館館刊』第九期、一九八六年)。

- (23) 池田溫「初唐西州土地制度管見」(『史瀆』第五號、一九八四年)、盧開萬「麴氏高昌末推行均田制度論」(『敦煌學輯刊』一九八六年第一期)。なお池田氏の見解の骨子は、既に堀敏一司會、前掲「座談會 均田制をどう見るか」の席上において述べられている(七頁〜八頁)。また本論で紹介した池田、盧兩氏の所説以後に屬する否定説としては、楊際平「麴氏高昌土地制度試探」(『新疆社會科學』一九八七年第三、四期)がある。

- (24) 高昌國時代の賦役制度については、盧開萬氏自身に、「試論麴氏高昌時期的賦役制度」(『文書初探』)なる專論がある。

- (25) 村落制度も賦役制度同様、土地制度と密接な關連を有していると思われるが、後述するように私見では高昌國時代、中國で施行されていたような郷里制は缺如していたと考えられ

る。從來の否定説ではこの點に關して言及がなかったが、ごく最近張廣達氏はこの郷里制否定説ともいふべき見解に一定の評価を與えているようなので(同氏「唐滅高昌國後的西州形勢」(『東洋文化』第六八號、一九八八年)、明言こそされていないものの、やはり否定説の立場に立つものといえよう。

- (26) 唐、前掲「新出吐魯番文書發掘整理經過及文書簡介」、參照。

- (27) 上奏文書、租佃契、および隨葬衣物疏について、それぞれ最近の代表的な成果を一點ずつ擧げておきたい。白須淨眞「麴氏高昌國における上奏文書試釋—民部・兵部・都官・屯田等諸官司上奏文書の検討—」(『東洋史苑』第二三號、一九八四年)、吳震「麴氏高昌國土地形態所有制試探」(『新疆文物』一九八六年第一期)、小田義久「吐魯番出土葬送儀禮關係文書の一考察—隨葬衣物疏から功德疏へ—」(『東洋史苑』第三〇・三一號、一九八八年)。

- (28) 周藤吉之「唐代中期における戸稅の研究—周氏一族文書を中心として—」(『經濟資料』△下)同氏「唐宋社會經濟史研究」東京大學出版會、一九六五年、所收)。

- (29) 「條記文書」の詳細については、關尾史郎「トゥルファン出土高昌國稅制關係文書の基礎的研究—條記文書の古文書學的分析を中心として—」(『人文科學研究』(新潟大學人文學部)第七四輯、一九八八年)、參照。

- (30) このような理解は、程喜霖「吐魯番文書中所見の麴氏高昌的計田輸租與計田承役」(文物局古文獻研究室編『出土文獻

研究』北京 文物出版社、一九八五年）、鄭學稼「十六國至魏氏王朝時期高昌使用銀錢的情況研究」（『文書研究』）などにも共通して看取できる。

- (31) そもそも『周書』にいうところの「賦税」が、ほんとうに租を意味していたのか、という問題がまずあろう。この點に關しては、「正史」一般はもとより、その外國傳に對する史料批判の方法も、なおきわめて未熟な段階にあるという印象を拂拭できない。

- (32) 石母田正『日本古代國家論』第一部、岩波書店、一九七三年、Ⅶ章、天皇と「諸蕃」——大寶令制定の意義に關連して、參照。

- (33) 吉田孝氏は、日本と異なり、唐から冊封されていた新羅に對しては、律令の編纂が認められていなかった可能性を指摘しており（同氏『律令國家と古代の社會』岩波書店、一九八三年、二九頁）、また石上英一氏も、中國から冊封されていなかった點に、日本においては律令の繼受＝律令の編纂が可能であった理由を求めている（同氏「古代東アジア地域と日本」『日本の社會史』第一卷〔列島内外の交通と國家〕、岩波書店、一九八七年）。

- (34) 高昌國の官僚機構に對する最近の成果としては、荒川正晴「魏氏高昌國の官制について」（『史觀』第一〇九冊、一九八三年）、同氏「魏氏高昌國における郡縣制の性格をめぐって」（『史學雜誌』第九五編第三號、一九八六年）がある。また被冊封國における府官制については、鈴木靖民「東アジア諸民族の國家形成と大和政權」（歴史學研究會・日本史研究會編

『講座日本歴史』第一卷へ原始・古代一、東京大學出版會、一九八四年）に先驅的な言及があるが、高昌國に關しては、中央官制のみならず、地方官制までもが、中國との冊封關係に規制されていたと考えられるのであって、この點は鄉里制否定論との關連で今後さらに検討される必要がある。なおこの點に關しては、白須淨眞氏によって既に興味深い指摘がなされている（同氏による荒川、前掲「魏氏高昌國における郡縣制の性格をめぐって」に對する批評『法制史研究』第三七卷、一九八八年、參照）。

- (35) 石上、前掲「古代東アジア地域と日本」、參照。
- (36) 唐、前掲「新出吐魯番文書發掘整理經過及文書簡介」、參照。

引用文獻略號表

『新疆考古』…新疆社會科學院考古研究所編『新疆考古三十年』烏魯木齊 新疆人民出版社、一九八三年。

『經濟資料』…西域文化研究會編『西域文化研究』第二、第三（敦煌吐魯番社會經濟資料上、下）、法藏館、一九五九年、一九六〇年。

『籍帳研究』…池田溫『中國古代籍帳研究——概觀・錄文——』東京大學出版會、一九七九年。

『文書初探』…唐長孺主編『敦煌吐魯番文書初探』武漢 武漢大學出版社、一九八三年。

『文書研究』…韓國磐主編『敦煌吐魯番出土經濟文書研究』福州 廈門大學出版社、一九八六年。

「買田園券」…池田溫「中國古代買田・買園券の一考察」大谷文書三
 點の紹介を中心として」(『西嶋定生博士還暦記念東ア
 シア史における國家と農民』山川出版社、一九八四年)。
 「三碑略考」…池田溫「高昌三碑略考」(『三上次男博士喜壽記念論文
 集』歴史編、平凡社、一九八五年)。